

令和元年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：令和2年2月12日（水） 10時25分～11時45分
2. 場 所：総務省 11階 共用1101会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (2) 令和元年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について
 - (3) 令和2年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (4) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1-1 政治資金監査の質の向上について（案）
～平成30年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～
- 参考資料 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～
- 資料1-2 登録政治資金監査人への周知文書（案）
- 資料2 令和元年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料3 実務向上研修の受講者数の推移等について

- 資料4 令和2年度フォローアップ研修（実務向上研修）資料の作成について（案）
- 資料5 令和2年度フォローアップ研修等の日時及び会場等（予定）
- 資料6 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）（未定稿）
- 資料7 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料A-1-1 平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告数及び個別の指導・助言の対象者数等（案）【今回実施分】
- 資料A-1-2 平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告数及び個別の指導・助言の対象者数等（案）【総数】
- 資料A-2 「同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例・複数事例の報告があったもの」の詳細について【今回実施分】
- 資料A-3 平成30年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告一覧【今回実施分】
- 資料A-4 指導・助言文書（案）
- 資料A-5 指導・助言の対象者への周知文書（案）
- 資料B 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）（未定稿）の「はじめに」について
- 資料C 政治資金監査に関するQ&Aの追加について

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和元年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、令和元年度第2回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これにつきまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に

管理していただきたいと思います。また、令和元年度第3回委員会の議事録につきまして、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

議題（１）：平成３０年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第１の議題といたしまして、「平成３０年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 それでは事務局から御説明いたします。お手元の資料の１－１を御覧ください。平成３０年分の収支報告書に係る政治資金監査を対象といたしました個別の指導・助言の対象者、対象外とする者等につきまして、前回の委員会に引き続き御検討、御決定いただきたいというものでございます。

個別の指導・助言の対象事項につきましては、次の参考資料とありますペーパーの裏面に記載されているとおりでございます。これに基づきまして、今回は東京都選挙管理委員会から報告が上がってきた事項を対象といたしますが、これにつきましては資料１－１の表、１（１）の表にございますとおり、まずアといたしまして政治資金監査報告書に関するものが４人、８件。イといたしまして収支報告書に係るものが１３人、１５件となりまして、純計といたしましては、１６人、２２件ということでございます。

これは全体の３．６％、括弧書きにあります、平成２９年分の２９人、３１件と比較いたしまして、人数につきましては１３人減、件数につきましては９件減となっているところでございます。内訳につきましては、後ほど別の資料を用いまして御説明をいたします。

続きまして２ページ目、裏面でございますけれども、前回の委員会で決定をいただきました東京都以外の道府県分とあわせました総数について、（２）の表に取りまとめております。純計といたしまして、２１人、２８件となりまして、平成２９年、前回の４６人、５２件と比較いたしまして、人数、件数ともに減少となっております。

今後の取組についてでございますけれども、前回の委員会において決定をいただいた対象者と同様に、２ページ及び３ページの（３）から（６）にございますとおり、今回対象となった登録政治資金監査人に対しても、チェックリストの活用も含め、文書で再発防止について注意喚起をするとともに、３月に東京と大阪で実施をいたします追加のフォローア

ップ研修への参加の呼びかけを行ってまいります。研修におきましては前回、御説明いたしました誤り事例集などを用いまして、再発防止の徹底を図りたいと考えてございます。

次の3ページ目の2が、第4期における個別の指導・助言の対象者数の総数の推移の表でございます。

続きまして4ページ目の3の(1)から(4)でございますけれども、これも前回と同様、この取組結果につきましては、関係者に対して周知等を図ってまいります。

それでは、今回の対象事項につきましてその内訳を御説明させていただきますので、「委員限り」の資料A-1-1を御覧ください。

1ページ目は集計表でございますので、説明を省略させていただきますので、2ページ目からお願いいたします。

2ページ目と3ページ目は政治資金監査報告書に係るものでございます。まず(1)の、指導・助言の対象としたものについてでございますけれども、まず①の表の確認項目、次の②確認項目以外、ともに該当はございません。続きまして下の③、同一の監査人について、2か年連続で報告があったものについても該当はございません。

続きまして3ページ目の④を御覧いただければと思いますけれども、同一の監査人におきまして、複数事例の報告があったものにつきましては4人、8件となっているところでございます。

次にその下の(2)指導・助言の対象外としたものにつきましては、表のNo. 1、No. 2にございますとおり、監査対象期間を誤って記載した、あるいは政治団体名の記載不備といったものがございました。これらにつきましては、これまでも対象外とする取り扱いとしているところでございますので、今回についても対象外としてはどうかということで、お諮りをするものでございます。

次に4ページ目をお願いいたします。4ページと5ページにつきましては収支報告書に係るものでございます。

まず(1)指導・助言の対象としたものでございます。①の表の確認項目、これは収支報告書上で金額の不整合があるものでございますけれども、これにつきましては、3人、3件ということでございます。

その下②といたしまして、確認項目以外でございます。No. 1からNo. 5と振ってございますけれども、御覧いただきますように、金額の記載誤りですとか、支出の重複計上、あるいはその収支報告書上に5万以上の支出のみ明細を記載していた、宛名が他の政治団

体の領収書等に係る支出を計上していたといったものでございます。

このNo. 4と5につきましては初めての事例となりますけれども、まず4につきましては、本来は1件1万円超の支出を記載すべきであったところ、それを誤っていたということで、明細の記載直しを行ったということで、収支報告書の金額も大幅な訂正に至っているということ。また5につきましても、宛名が他の政治団体の領収書等に係る支出を収支報告書から削除したことによりまして、支出項目の合計ですとか、総額の修正に及んでいることから、いずれもこれまで確認項目以外で指導・助言の対象とした事例と同様に、指導・助言を対象としてはどうかと考えるものでございます。これらも含めると、純計が8人、8件ということになります。

続きまして、③同一の政治資金監査人について、2か年連続で報告があったものの純計につきましては、4人、4件。そして、その次の④の複数事例の報告があったものの純計につきましては、5人、7件となっております。

そして指導・助言の対象外としたもの、(2)に書いてございますけれども、これにつきましては、No. 1からNo. 4までございますとおり、氏名や住所の記載不備ですとか、支出の目的や年月日の記載誤りがございました。これは純計で25人、25件ということでございます。これらにつきましては、前回におきましても同様の取り扱いとして対象外としているところでございますので、今回についても同じ扱いとしてはどうかということでお諮りするものでございます。

その下に資料A-1-2をつけてございますけれども、これは前回の委員会の資料と、今回のA-1-1の資料を合わせた総数について取りまとめたものでございます。内容は同一でございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に資料のA-2を御覧いただければと思います。これにつきましては、それぞれ同一の政治資金監査人について、2か年連続で報告があったものを、また複数事例の報告があったものを取りまとめたものでございます。

まず1ページ目でございますが、同一の政治資金監査人につきましては、2年以上連続で事例報告があったものでございます。

まず1番目でございますけれども、①といたしまして、4年連続で報告があった方でございます。Aさん、Bさんとしてございます。昨年は3年連続という方が3人いらっしゃったんですけれども、うち2人の方が平成30年分についても該当があったということでございます。

まずAさんにつきましては、1番下でございますけれども、先ほども御説明しましたが、収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細を記載していたというものでございまして、次のページのBさんにつきましては、収支報告書に関し、3件該当があったというものでございます。2件は収支報告書の金額の誤り、1件は収支報告書上の支出について領収書等との確認を行っていなかったというものでございます。

続きまして3ページ目が、②といたしまして3年連続で報告対象となった方でございます。この方Cさんにつきましては、平成29年と同じ誤り、支出に重複計上があったため、後に重複分を削除したというものでございます。平成29年分と同じ団体について同じ誤りがあったというものでございます。

続きまして4ページでございますけれども、③といたしまして、2年連続で報告が上ってきた方でございます。Dさんとしてでございますけれども、平成30年分につきましては、1つの団体におきまして、収支報告書の年月日の記載誤りがあったというものでございます。

以上が連続の方でございまして、5ページ目から、同一の登録政治資金監査人の方について、複数事例の報告があったものをまとめてございます。

これにつきまして、それぞれが1つ1つは軽微のものであったとしても複数事例があれば対象としているといった取り扱いを行っているものでございます。

これについては8人、19件でございますけれども、先ほど、4年連続で対象となったBさんが再掲という形で載っているほかは、7人につきまして、EさんからKさんという形で記載させていただいております。

まずEさんにつきましては、監査報告書と収支報告書の両方で2件ずつ、合計4件の誤りが報告されたものでございます。その下、Fさんにつきましては、複数の団体で監査報告書の監査対象期間が誤っていたもの。Gさんにつきましては、1つの団体で収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかったという誤りが2件あったというもの。Hさんにつきましては、1つの団体で、収支報告書上の金額の不整合と、収支報告書の年月日の記載誤りがあったというもの。Iさんにつきましては、複数の団体で、これは根拠条文について誤りがあったというもの。Jさんにつきましては、複数の団体で収支報告書の年月日の記載誤りがあったもの。最後、Kさんにつきましては、複数の団体で監査対象期間の記載誤りがあったものでございます。

資料A-2につきましては以上でございます。

その次の資料A-3につきましては、都道府県ごとの一覧表でございますけれども、今回は全て東京都のものでございますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして資料のA-4でございますけれども、これは前回もお示しをさせていただきました個別の指導・助言文書の案でございます。

前回の委員会で御説明をいたしましたとおり、助言文書も別紙の部分で対象者の方に対して、今回の指摘事項については、チェックリストのどこをきちんとチェックしていれば誤りを防ぐことができたと考えられる、というような記載をいたしまして、指摘事項とチェックリストの対応部分を具体的に示すことで、きめ細かな指導・助言を行うとともに、チェックリストの有効性を強調することといたしております。

続きまして資料のA-5でございますけれども、これも前回と同様でございますけれども、個別の指導・助言文書にあわせて送付いたします文章でございます。

前回の委員会でも申し上げましたけれども、追加の研修への参加のほか、チェックリストの活用ですとか、不明点があった場合の問い合わせ先といった記述を盛り込んだものとしてございます。

続きまして資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、今回の結果を登録政治資金監査人の方の全員に周知する文章でございます。資料1-2が通知文の本文でございますして、この添付資料といたしまして、前回御説明いたしました資料でございますけれども、右肩に(資料2-1)とナンバリングしております、これまでの誤り事例をまとめた、誤り事例集を添付したいと思っております。

内容的には前回の委員会で配りしたものに、今回御審議いただいた事例の中から2つほど事例を追加したものとしてございます。

さらにその後ろに(資料2-2)(資料2-3)といたしまして、収支報告書の確認に関する資料もつけたいと考えてございます。(資料2-2)は前回の委員会でもお配りをしたものでございますけれども、(資料2-3)は、新たに作成をいたしましたものでございまして、領収書等、会計帳簿、収支報告書の記載の突合について図解でお示しをしたものとなります。

その後ろの(資料3)につきましては、従前から添付している資料でございますけれども、誤りが生じやすい事例につきまして、それを防ぐために有効と考えられる対応策を掲げている資料でございます。内容はそれぞれ白丸にございますけれども、2つのチェックリストの活用を徹底するですとか、監査マニュアル、あるいはQ&Aを活用していただく

といったこと、あるいは登録政治資金監査人の側からも政治団体に対してこの「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の使用を推奨していただきたいということを記載しているところでございます。

議題1につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【浅井委員】 御説明ありがとうございました。まず全体として、非常に件数が減っているということで、その傾向については大変いい傾向だということで安堵いたしました。

あと対応についても、今回、結構減った要因でもあったと思うんですが、前回は申し上げましたように非常にきめ細かな対応をされていまして、いいのではないかという印象を持っております。以上です。

【岩井委員】 細かいことですが、資料A-2のIさんの根拠条文の誤りというのは具体的には何ですか。

【安藤参事官】 収支報告書の定期分が対象になっているんですけれども、解散分についての根拠条文を引いていたということでございます。解散分と定期分を間違えて条文を引いていたということです。

【岩井委員】 わかりました。

【日出委員】 確認ですが、指導・助言の対象外としたもの、収支報告書の中で、この文字切れというのはあれですか。パソコンでの活字の大きさがその枠内に入り切れなかったというのが大多数でしょうか。これは昨年より大分数が増えている、逆に言うとケアレスミスが多くなっているのかというそういう感じを受けたんですけれども。

【安藤参事官】 はい。委員がおっしゃったような事例でございます。対象外となっているようなものについても研修の場などでは注意喚起をしていきたいと。

【日出委員】 ここは、報告書として公開する際には是正されているんですか。

【安藤参事官】 公開の際には全て訂正されています。

【日出委員】 そうですか。わかりました。

【岩井委員】 提出は、文書での提出、データでの提出。データでの提出だったら、入らない部分は治りますよね。提出されたのが文書、書面のほうで提出されれば正式な提出になりますね。

【安藤参事官】 収支報告書。

【岩井委員】 うん、収支報告書と、それからこの報告書。ソフトを使った場合は、ソフトで、そのまま提出するという形になっていないですかね。

【安藤参事官】 ソフトを使って、それを紙ベースで印刷して、提出されるという。

【岩井委員】 印刷したものを提出されるというのが大前提。

【笠置政治資金課長】 オンライン提出も可能ですけれども、率的にはほとんどなくて、ソフトを使って作成したものを紙に打ち出して、選管に持ってきていただいているというのが多数です。

【浅井委員】 オンライン提出も正式に認められているんですか。

【笠置政治資金課長】 可能です。

【浅井委員】 監査報告書を添付した上でということ。

【笠置政治資金課長】 そうです。

【浅井委員】 判こはないですよ、当然。

【小谷収支公開室長】 別途、監査報告書を郵送で提出する場合があります。

【浅井委員】 それは現物というようなことですか。

【小谷収支公開室長】 はい、郵送で送付されてくるのは現物で、押してあるものです。

【浅井委員】 わかりました。文字だけデータで添付されているわけですね。

【小谷収支公開室長】 オンライン提出の場合は、電子署名を付した監査報告書が添付されます。

【伊藤委員長】 収支報告書は定型の用紙で、自分で何かつくるといことはできないですよ。そうじゃないですか。

【笠置政治資金課長】 いや、自分でつくっているというか、選管によって多少違ったりしていますけれども。

【伊藤委員長】 そうですか。選管でつくるんですか。

【笠置政治資金課長】 規則で様式が定まっているので、基本的には同じようなものですが、欄の幅とか、選管によって多少違っている部分はあろうかと。

【伊藤委員長】 そうなんだ。

【小谷収支公開室長】 各選管で作成して、それを配布したり、活用いただいておりますので、色紙を使ってみたりとか、書く順番を少し変えてみたりとか、チェックをするように前年分の繰越額を表に入れてみたりとかということ若干違っているものはありますけれども、基本的には定めている様式に準じて作られています。当省からもソフトを提供

させていただきますので、それを入力して打ち出して判を押して、監査報告書をつけて出す団体が、かなりの数だと思います。

【伊藤委員長】 年の誤りというのは。例えば毎年、配布されるのなら、もうそこは間違わないようにできないのかと思ったり、条文なんかも自分でその当てはめを探すわけですかね。先ほど言われたような。

【的井事務局長】 年や条文は、監査報告書のほうですので、それはおそらく監査人がご自身のパソコンというんでしょうか、ワープロというんでしょうか、で、作成されているのではないかと思いますので。

【浅井委員】 昨年のもを使うんですけども、訂正はそれをすると。

【伊藤委員長】 自分でそこでチェックしないといけないですね。

ほかによろしいですか。

本議題につきましては、御了承いただいたということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議題(2): 令和元年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について

議題(3): 令和2年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【伊藤委員長】 では、次に第2及び第3の議題については、関連する議題になるため、一括での説明とさせていただきます。

第2の議題といたしまして、「令和元年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について」、第3の議題といたしまして、「令和2年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 まずは資料2を御覧いただければと思います。今年度、昨年の6月から11月までの期間、全15回実施してまいりましたフォローアップ研修の実施状況とそのアンケート結果をまとめたものでございます。

最初に1ページ目でございますけれども、これは実務向上研修のアンケート結果になります。

まず1、参加者の状況等についてでございますが、691人となっております。このうちアンケートに御回答いただいた方が576人ということで、回収率で申し上げますと

83.4%でございます、これはほぼ昨年並みの回収率でございます。御回答いただいた方のうち、実際に監査を行ったことがあるという方が、334名、58%となっております。

さらにこの直近の平成30年分の監査を行った方が270名ということでございます。そして平成30年分の監査を行った方につきましてはこれまでと同様、幾つの政治団体の監査を行ったかという質問をしております、これにつきまして、そこに表で書いてございますけれども、1件という方が最も多く89人で33%、2件という方が65人で24.1%ということで、ここまで半数を超えている状況です。一方で5件以上という方も14%ほどいらっしゃいまして、平均いたしますと1人当たり2.48件、監査を実施していることになってございます。

下の2以降が研修に対するいろいろな項目についての満足度を評価いただいたものでございます。

まず(1)が全体の評価でございます。円グラフにまとめてございますけれども、上の円グラフが監査の経験がある方、下が経験のまだない方で分けてございます。あと研修の参加の頻度でも区分をしております、左側が初めて参加した、真ん中は過去に経験がある、一番右が毎年参加しているという方で、それぞれ分類をしているところでございます。

まずはこの全体評価につきましては、満足度が高くなっておりまして、どのグラフにおいても、極端な差はございませんけれども、しいて申し上げれば、実務経験のある方ということで申し上げれば、参加頻度の高い方のほうが満足度の割合もさらに高いといった数字にはなってございます。

また全体の数値につきましては、昨年の数値との比較をその上の真ん中の表の一番下の行のところに記載をしておりますが、とても参考になったという積極的な評価をいただいている方が85.5%となっているところでございます。

続きまして2ページ目以降でございます。2ページ目と3ページ目は講義科目別の評価になってございます。3ページ目を御覧いただければと思いますけれども、演習問題の説明に対する評価でございます。全体として9割近い方から、とても参考になったという評価をいただいております。ただ、主な意見といたしまして、事例演習が内容を詰め込み過ぎではないかといった御意見もいただいているようなところがございます。

続きまして4ページ目でございますけれども、4ページ目が研修資料のわかりやすさということでございます。これも全体として9割近い方からわかりやすかったという評価を

いただいているところでございます。

その次の5ページ目は研修時間の長さについての質問でございます。実務向上研修につきましては、2時間半で実施をしているところでございますけれども、現在の長さがちょうどいいといった評価をいただいているところでございます。

また他方で、御意見の中では演習により時間をかけてほしいという意見もいただいておりますし、先ほど申し上げましたように、内容を詰め込み過ぎといった意見もございますので、来年度におきましては、長くない範囲、具体的には15分ほど研修時間にゆとりを持たせることとしたいということも考えているところでございます。

続きまして6ページ目が、今後の研修への参加の意向についてでございますけれども、これは総じて非常に積極的な参加の意思表示をいただいていると考えております。

7ページ目に来年度以降の研修で受講したい内容ということで整理をしております。こちらの円グラフで見ていただければと思うんですけども、この緑の部分、すなわち演習問題というところを回答されている方が多くなっているところでございます。

また7ページ目の下に主な意見を書いてございますけれども、誤りの多い事例の説明を充実させてほしいといった御意見もいただいているところでございます。

以上が実務向上研修に関する回答の概要でございますけれども、これにつきましては後ほどお諮りいたします来年度の研修テキストの内容にもこういった結果をできるだけ反映していくことが必要であろうと考えているところでございます。

その次の8ページからは、フォローアップ研修のうち再受講研修についての結果でございます。

内容につきましては、再受講研修の内容は、登録時の研修と同じ内容の研修を受けた方の回答になります。先ほど御説明いたしました実務向上研修と同様のおおむね肯定的な評価をいただいておりますけれども、参加者数自体が少ないといったこともございますので、詳細なアンケート結果の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

アンケートに関する説明は以上でございます。次に資料3を御覧いただければと思います。これは実務向上研修につきまして事務局で把握をしております数字でございます。

まず、1が研修の参加者数の推移をまとめております。特に右のC欄、D欄でございますけれども、これはそれぞれ実務向上研修を受講した方の数と、未受講の方の数でございます。平成26年以降は、受講の経験者数、C欄の数のほうが未受講者数を上回る形になっておりまして、昨年12月末の数ですと、受講経験者の割合が53.6%となっている状

況でございます。

その下が受講状況を分析したものでございます。(2)の色がついている表を御覧いただければと思いますけれども、平成22年度以降の参加状況を分類したものでございます。初年度から全て参加をしている方が99名、約100名いらっしゃるわけでございますけれども、それ以外におきましても複数回受講したことがあるといった方、これ①と、右の欄の②を足した数字ですけれども、これは1,785名いらっしゃるということで、受講経験者の約7割の方は複数回御参加をいただいているところでございます。

その一方で過去に1回だけ受講してその後受講していないという方が、③でございますけれども、811名となっております。なお、下の水色の欄の右端にございます受講経験のない方は2,282名でございます。

続きまして資料4を御覧いただければと思います。これは来年度の実務向上研修の資料作成に向けた骨子でございます。本日の御審議も踏まえまして、次回の委員会で具体的な形で御審議をいただきたいと考えているところでございます。

基本的な構成につきましては参加者、先ほど申し上げましたアンケートでおおむね好評をいただいておりますことから、従来のものを基本としつつ、必要な充実を行っていくこととしてはいかがかと考えているところでございまして、具体的な変更点につきましては、資料4の表面の一番下の、丸が3つ並んでおりますけれども、この丸の2番目と丸の3番目でございます。既に御説明しました誤り事例集ですとか、収支報告書の検算・突合に関して留意すべき点といった資料を組み込んだものとしてはどうかと考えております。

資料4は以上でございまして、最後、資料5を御覧いただければと思います。

前回の委員会で来年度の研修の時期、回数、そして開催する都市について御検討いただきましたので、それを踏まえまして事務局におきまして、具体的な会場の調整を進めているものでございます。正式には予算成立後に進めることにはなりますけれども、この案で調整を行いたいと考えておりまして、登録政治資金監査人の方にも、委員会で御了承いただきましたら、広報を始めたいと考えているものでございます。具体的には6月10日の横浜から始まりまして、裏面にわたりますけれども、11月13日の金沢市までの期間で実施したいと考えております。

各都市における日程につきましては、土業団体にも、あらかじめ現時点において予定をされている行事の有無について問い合わせをさせていただきまして、それぞれ予定されている行事となるべく重なることがないように調整をさせていただいております。また本年

はオリンピック・パラリンピックがごございますので、大会開催期間中の研修は避けることとしております。

議題2及び議題3の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

この議題のうち、この資料4にあります「令和2年度フォローアップ研修（実務向上研修資料）の作成について（案）」というのがありますが、これで了承いただいたということによろしいでしょうか。その他の件につきましてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議題（4）：政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）について

【伊藤委員長】 次に、第4の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についての取りまとめ（第4期）について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 資料6と、あと「委員限り」としてございます資料のBを御覧いただければと思います。資料6が取りまとめの本文の案、資料Bが冒頭の「はじめに」の部分の案でございます。

まず資料6につきまして、前回の委員会から、変更・追加した部分を中心に御説明いたします。

本文でございますけれども、前回から変えているところにつきましては、赤字で記載をさせていただいています。基本的にはまだ仮置きの数値もございますけれども、数値のアップデートと、あと表現振りの修正が主になってございます。あと前回で図表の関係は参考資料という形で別につけておりましたけれども、そういった図表部分についても本文のほうに入れております。

では実質的な加筆を行いました部分につきまして説明をいたします。

まず、30ページを御覧いただければと思います。30ページ、ウといたしまして、平成30年分の個別の指導・助言の実施について記載をしておりますけれども、登録政治資金監査人への文書にこのチェックリストの活用を盛り込んだといったことを追記してござ

います。

30ページは以上でございます、次に33ページを御覧いただければと思います。本日の審議事項でもございますけれども、第4期における個別の指導・助言の取組についての総括的な記述を新たに入れていただいております。内容でございますけれども、最初のパラグラフにおきまして、第4期の各年における個別の指導・助言の対象者数、件数といった量的な部分を記載しております。そのあと2番目のパラグラフにおきまして、誤り事例の典型的な内容を、監査報告書に係るもの、収支報告書に係るもの、それぞれについて代表的なものを記載しております。3番目のパラグラフにおきまして、これらの人数ですとか件数の占める割合等について、件数ベースでは全体の1～2%であること、人数ベースで見てもわずかであるという記述をいたしております。4番目のパラグラフにおきまして、一方で、としまして、連続して対象となる者を含め、対象者は依然として一定以上いるということ。誤りの内容につきましても、チェックリストの活用により防ぐことができたと考えられるものが多く、誤りの箇所もおおむね同様のところで見受けられるとしてございます。以上を受けまして5番目のパラグラフにおきましては、引き続き本取組を行っていくことが政治資金監査の質の向上のために有意義であるとして、最後のパラグラフで、本取組によって明らかとなった誤り事例等、チェックリストの活用とあわせ周知することにより、他の登録政治資金監査人における同様の誤りの防止を一層進めていくことは重要という形で結んでおります。

以上が本文の部分でございます、続きまして、「委員限り」とさせていただいております資料のBを御覧いただければと思います。冒頭につけます「はじめに」の部分の案でございます。最初のパラグラフにおきまして、平成19年の事務所費問題等を契機とした政治資金規正法の改正により当委員会が設置されたという経緯を記載しております。2番目のパラグラフにおきまして、定められた所掌事務について、委員会発足以来、士業団体の協力もいただきながら取組を進めてきたことを、取組の内容も含めて記載をしております。そして3番目のパラグラフにおきまして、その結果といたしまして、この政治資金監査は、今回の平成30年分の収支報告まで10回を重ね、登録政治資金監査人の数についても相当数は確保されるなど、おおむね順調に実施されてきているところであるとしてございます。4番目のパラグラフにおきましては、この間の第1期から第3期までの、まず各期の取組を記載しております、そのあと裏面に移りまして、第4期の取組について記

述をしております。第4期の取組といたしまして、まず研修につきまして、誤り事例の強調、演習問題の増量などの研修内容の充実を図ったほか、追加のフォローアップ研修を行ったといったことを記載しております。

その下個別の指導・助言の取組につきましては、先般御説明したようなきめ細かな対応を行ったりしていること、あるいはその全ての登録政治資金監査人への誤り事例の周知なども行ったことを記載しております。その下の2番目のパラグラフにおきましては、今回の取りまとめの位置づけといたしまして、こうしたこれまでの取組を明らかにするとともに、これは取組についての総括的な取りまとめであるとして、政治資金監査のさらなる質の向上を中心として今後取り組むべき課題の検討の方向性等を提示しているといった旨、記載をしております。そして最後のパラグラフにおきまして、今後の委員会の活動の方向といたしまして、この取りまとめを踏まえまして、今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していくと。これにより政治資金監査制度的確な実施が引き続き図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって政治資金規正法の目的の実現につながるよう望むものと結んでおります。

議題4につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは従来からホームページか何かでずっとやるという形でしたかね。

【的井事務局長】 そうですね。

【伊藤委員長】 別に冊子にして配るということはしないんですね。

【的井事務局長】 配ってはいないですね。

【伊藤委員長】 全部電子的なあれになって、見たい人は見られるという格好だと。

【安藤参事官】 そうですね。

【伊藤委員長】 それは過去の分もずっとまだ今も。

【安藤参事官】 1期から3期まで。

【伊藤委員長】 1期から全部残っている。

【安藤参事官】 はい。

【伊藤委員長】 あるいは何か法律で、1期終わったごとに報告するというのは、それは全然ないですか。

【的井事務局長】 特段規定はなく。第1期から期ごとに。

【伊藤委員長】 やっていると。

【的井事務局長】 振り返りと、申し送りではないですけども。

【伊藤委員長】 そういうことで。

よろしいですかね。それでは、この取りまとめにつきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜り、次回の委員会にお諮りしたいと存じます。

(「はい」の声あり)

その他の議題：政治資金監査に関するQ&Aの追加について

【伊藤委員長】 次に、第5の議題の前にその他の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの追加について」の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 それでは資料Cの説明をさせていただきます。

昨年10月から本年6月までの予定で実施をされておりますポイント還元事業によりまして、ポイントの還元が行われた場合の収支報告書等への記載の考え方について、登録政治資金監査人の方から問い合わせが多く寄せられることが想定されるため、Q&Aの追加という形でお示しをしてはどうかと考えるものでございます。

本件の進め方といたしましては、本日御議論をいただいて、次回の委員会において決定・公表でどうかとは考えているところでございます。

まずこのポイント還元事業の概要でございますけれども、前払い式の電子マネーですとか、クレジットカードといったキャッシュレス決済手段を用いて、対象となる店舗で支払いを行った場合に、最大5%のポイントを受けられるといったものでございます。従前から家電量販店等におきましては、ポイントの値引きといったものが行われておりますけれども、これは支出先が実際の支出金額について値引きを行うものである一方で、今回のポイント還元につきましては、支出の相手方ではなくて、このクレジットカード事業者等のキャッシュレス決済事業者によって、原則としてそのポイントの還元という形で行われるため、お金の流れの仕組みに違いがあるというものでございます。

それで案でございますけれども、まず収支報告書に明細を記載すべき金額の基準につきましては、ポイント相当額を減額する前の金額が1万円を超える支出について記載をしていただくこととなります。その際の記載方法でございまして、従前からの考え方と同じでございまして、基本的に現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするようなものであれば構わないというものでございます。

その下に記載の例としてお示しをしておりますのは、電子マネーですとかクレジットカードの利用の際に、これまでに示されている例に沿って、ポイント還元に係る記載を示したものでございます。1が電子マネーを利用して、ポイント相当額が即座に還元された場合ですとか、あるいは後日まとめて還元された場合の記載例でございます。

まず電子マネーに現金をチャージした時点で、実際に現金が手元からなくなりますのでその分を支出に計上いたします。支出先は電子マネーの運営会社になります。そして電子マネーが実際何に使われたのかということ进行明らかにするために、電子マネーを用いて物を購入した時点でも、支出として記載していただくこととなりますが、ここでは、現金支出はございませんので、収支のバランスをとるための技術的な対応といたしまして、対応する金額を収入分の欄のほうに、金銭以外のものによる支出相当分として記載をしていただくこととなります。

ここまで従前からの考え方を確認的に説明しているものでございます。ポイント還元にかかわる記載についても、同様に現金の動きがあるものでございませぬので、同様の技術的な対応といたしまして、まずそのポイント還元の時点で還元されたポイント相当額を収入に計上するとともに、対応する金額を支出簿の欄に、金銭以外のものによる収入相当分として両建てという形で計上することとなります。

以上、電子マネーを使った場合でございまして、2ページ目の2にクレジットカードの場合、クレジットカードを利用して、カード会社の口座振替時にポイント相当額が相殺された場合ですとか、後日口座にポイント相当額が振り込まれたときの記載例を書いたものでございます。

①がクレジットカードについての原則の記載方法をとった場合と、②が簡易な記載方法をとった場合の例でございますけれども、ポイント還元に係る記載については同じ形になります。①を用いまして御説明いたしますと、これまでに示された考え方を踏まえまして、まず収支の公開の観点から物品、あるいはサービスを購入した時点で支出として記載することとなりますけれども、この時点におきましては、現金の支出はございませんので、経理上の処理といたしまして同額を収入に金銭以外のものによる支出相当分として計上し、金額を相殺する取り扱いを行います。その後カード会社に支払った時点でその分を支出に計上するということになるものでございます。

そしてポイント還元に係る記載につきましても、口座振替、あるいは振り込みの時点で、還元されたポイント相当額をキャッシュレス決済による還元相当分として、その他の収入

に計上することになります。

②の簡易な記載方法につきましては、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで足りるとするものでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この場合のポイント還元に係る記載については同じになります。

このポイント相当額の計上の仕方につきましては、①の場合も含めまして、各月でまとめて還元されたポイント相当額を一括して計上することも考えられようかと思えます。

説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御意見、御質問がございましたら、どうぞご発言ください。

【日出委員】 原則的にはこうだろうと見たんですけれども、監査そのものをやる際に会計責任者の処理そのものも誤りが結構出てくる可能性が出てくるんじゃないかと思うのは、即時にポイント還元された場合に、この適正化委員会というか、事務局の考え方は、あくまでこのポイントは割引だと考えていますので、正価の金額を書いて、割引分は後で還元されるか、即時であったにしても、それは別個に収入だとしなさいという考え方が、おそらく会計担当は、即時に還元された際には当然、例えば1万円のものを買ったときには9,805円か例えば何%かわかりませんが、引かれた場合にはその金額で判断してしまうのかと考えてしまうと。そこで、そこを今度、監査人がレシートか何かを見ながらチェックしていくという、正直な話、膨大な手間がかかるのではないかという。この辺についてはどのようにお考えなのかと思って。

【安藤参事官】 実際、値引きといった形で記載されるようなこともあり得るかとは思いますが、それは、書き直すことをやっていただく必要はないのかと。要は値引きという形も、記載方法として、この現金の流れを記載しつつ政治資金の収支の状況が明らかになるといった形であれば、それはそれで構わないと考えています。

【日出委員】 ただ、このQ&Aの中の「当該金額の基準はポイント相当額を減額する前の金額」ところはっきり書いてしまった場合には、どうだろうか。値引きということにはならないのかというようになってしまっている。

【安藤参事官】 そこについてはあくまで支出の相手側に対しては、実際払った金額でそこは販売価格ということなので。

【日出委員】 そこまで読み取れますかね。

【浅井委員】 キャッシュレス決済をしたときは、それはわかる。明細が出てくるんで

すよね。

【安藤参事官】 そうですね。レシートなどでは明らかにされます。

【浅井委員】 レシートはそれでも明示されるというか。ただ、小規模事業者だったら、通常の現金決済だったら、日出委員がおっしゃったようなことはすごくあり得るかと思うんですけども、今回のこの説明はあくまでキャッシュレス決済ということで、明細が出てくるということを前提にしているのかと私は理解しているんですけども。そうすると、領収書もそういうようなものがはっきり出てくるというかですね。

【安藤参事官】 そうですね。

【浅井委員】 なるほど。単式簿記で、あと現金主義的な考えでこの収支をやっているの、こういう考え方かという理解でございます。多分複式簿記とか企業会計は違ってくるのではないかと思います。

【岩井委員】 特有ですね。書き方が。

【大竹委員】 今おっしゃったのは、あれですか。割引した額で計上してもいいんじゃないかということをもう認めるということですか。値引き後の。1万円が9,800円。実際に2パーセントも割引されたわけですね。もう少しになるか。9,800円とすると、9,800円として支出に書いてもいいということ？ 認めるということですか。

【安藤参事官】 値引きで書いてしまわれたら、もうそれを直せとまでは言う必要はないかということでございます。

【大竹委員】 そうしますと、公開基準としての1万円というやつですね。それとの兼ね合いをどう考えるかですけども。でも考えてみれば実際に1万円といっても、ものによっては割引して9,800円で売ったりいろいろやっていますよね。ポイント還元じゃなくても。そういうふうに割り切れば、実際に購入したときに1万円という基準をそれより下回っていればもうそれで構わないという割り切りですかね。その場合は。

【日出委員】 通常私もそういうふうに考えています。ですからこのQ&Aで支出金額の基準がポイント相当額を減額する前の金額と書いてしまうと、それが動かなくなってしまうのではないか。となると非常に大変な苦勞が、作業が出てくるのかと思ったんです。

【大竹委員】 ですから、ポイント還元も普通の割引と同じようにみなすということで考えているんですかね。

【的井事務局長】 今、事務局で考えているのが、検討している今日お示した案は、大竹委員がおっしゃっていただいた、もう割引だということではなくて、支出の額とポイ

ントの還元と別に考えてということですが。

【大竹委員】 そうですね、これは。

【的井事務局長】 ただ、日出委員がおっしゃっていただいたように、もう既に、会計帳簿ですとか収支報告書にその割引後の額で記載がされていれば、それを改めると、9,800円を1万数百円に改めるとまでは言いませんが、例えば備考欄にポイント還元が何ポイント分あったよというようなことを追記してもらうようなことにするのかというようなことを検討しております、逆にそこを足し上げて1万円超になるのであれば、それは支出の明細を書いてくださいねという趣旨で、今回、お示しといたしますか、御議論いただいている。そういったつもりで、参事官も説明させていただいたところです。そこが、実際の取り扱いとの関係でどうかということも含めて、今回は御議論いただく回にして、ということで、3月の回に向けてということで、議題として。

【大竹委員】 それは非常に重要な点ですね。

【的井事務局長】 はい。

【大竹委員】 公開基準に反するか反しないかということになってきますからね。万一違反に問われる可能性があるわけですね。

【浅井委員】 金額基準にも影響してきますので、ということですよ。

【的井事務局長】 そうですね。明細を。

【日出委員】 実務上から言うと、その場で還元されたものは値引きと考えてしまって、その金額が1万を超えるか超えないかで、載せるか載せないかという判断をしたほうが一番わかりやすいかとは思うんですよ。

【的井事務局長】 家電量販店などのポイントを使って安くなった分は、もう値引きということで、それが9,800円になっているのであれば、元値が1万5,000円であっても、例えばですけども、9,800円の支出という取り扱いになっているかと思いますが、今回、参事官が申し上げましたように、3者関係でのポイント還元になっていますので、そこをどう頭の整理をするかということで、一番、丁寧にと言いますか、理屈を立てて考え……。

【日出委員】 私も理屈はこのとおりだと思うんですよ。ただ、監査と実務のバランスから考えてみても、即時の部分と、後でのポイント還元というのを切り分けしたほうがいいかとは思ったんですよ。例外的ですけども。さっき大竹先生が言ったような、即時にやられた場合にはその金額で考えて、割り切りの問題だと言いましたけれども、そう

いう格好に持っていてもいいのかと思ったんですけれども。

【的井事務局長】 今日いただいた御意見と、また選挙部ともいろいろ意見交換して、また3月に向けて検討を進めさせていただきたいと思います。

【大竹委員】 政治資金の大きな問題でしょう。

【笠置政治資金課長】 これは6月までの時限の事業でしょう。領収書は割引前の領収書が出るんですよね。先ほどのお話だと。同じスキームの中で即時の場合と後日の場合で分ける理由はないんですよね。したがって、そこは原案のとおりと思っています。

【大竹委員】 理屈は通っていますよね。問題は、実務のほうがそれでいっているのかどうかですね。

【笠置政治資金課長】 そうですね。

【大竹委員】 実際に支出簿にあわせて、報告書に記載するときに、それできちんと整理できるかどうか問題ですね。

【伊藤委員長】 今、言われた領収書ってどうなっていると言われたんですか。

【笠置政治資金課長】 コンビニとかでももらうけれども、110円でもらったら110円というのは、還元ポイントが3円とか書いてあるので。

【安藤参事官】 即時以外ですと、還元前の、つまり本来の額で。

【笠置政治資金課長】 本来の支出額の領収書です。

【安藤参事官】 即時の場合は3円ならマイナス3円というのがわかるように。

【笠置政治資金課長】 支出額も還元額もわかるんですね。

【浅井委員】 結構零細なところでも、私は驚いたんですが、使っているところは、そういうふうに出てくるんですよね。だから、突合すればわかるというか、それは確認はできるとは思うんですけれども。

本当に通常だったらそんなカードを扱わないような、お金でやりとりして、領収書が差し引きので出てくれば、もちろんもうそれでやってもらうといいと思うんですけれども、いいともうそれは書いてしまって、そういうのがあるという。

【日出委員】 領収書をお店屋さんが発行する際は、還元後の金額を書くのが通常じゃないんですかね。もし領収書を頂戴と言った場合。

【安藤参事官】 値引きであれば。

【笠置政治資金課長】 普通の電化製品のポイントとかとは全然違う制度なんですよ。先ほど事務局がおっしゃったように、第三者が入っているような、第三者というか、国が

後追いでキャッシュレス事業者に補填するような話なので、通常のポイントとは違う話であるんですよね。領収書といたら還元前の額の記載があるのではないかと。

【安藤参事官】 即時以外のものであれば、還元前の金額で発行された領収書が出るという。キャッシュレス決済事業者はクレジットの明細か何かで、それに対する還元分という形ですね。

【大竹委員】 でもコンビニで買ったら、いくらあってあって、還元分いくらであって、差し引きの額は、載っていますね。

【安藤参事官】 そうです。はい。

【笠置政治資金課長】 還元前も書いていますよね。

【大竹委員】 額は書いてありますけれどもね。ええ。

【岩井委員】 でも、領収書は普通あれですよ。その場が出るから、その場の額、その場で支払った額が領収書に普通出ますよね。僕がもらったやつも。

【岩井委員】 6月から先はもとへ戻るんです。普通になるんです。普通って変だけれども。特に。

【日出委員】 似たような制度、また。

【大竹委員】 例えばマイナンバーを持っていたら、何とか言っていますね。

【笠置政治資金課長】 個人の話ですよ。マイナンバーは。

【大竹委員】 マイナンバー使ったらまた話が違いますね。

【笠置政治資金課長】 マイナンバーは個人しか持っていないですよ。個人のマイナンバーを利用して政治団体の支出をするのでしょうか。そういうことはよろしいのでしょうかという事です。

【日出委員】 政治団体は団体としてのクレジットカードとかは持っていないから、個人のクレジットカードを使わざるを得ないけど、マイナンバーはまた全く違う。

【笠置政治資金課長】 おっしゃるとおり、同じ話ではないんだと思いますよ。

【伊藤委員長】 ほかに、幾ら以上はどうしろというような何か定めたものはありますか。つまり、ほかのそういうのがもしあれば、そういうのはどういう取り扱いをしているんですかね。そういうのはないんですかね。

【的井事務局長】 国会議員政治団体でなければ、5万円をという基準があって、明細を書くんだよというような。

【日出委員】 地方議員とかそれ以外の団体も5万ですから。

【的井事務局長】 ですからそこもある意味では同じ悩ましさと言うんでしょうか、整理が必要になってくるかと思えますけれども。

【大竹委員】 ですから、ここは国会議員関係政治団体ですから、ここで議論していただきますけれども、同じように全政治団体に対しまして、何らかのこの基準・詳細があるわけでしょう？

【日出委員】 これ当然影響ありますよね。

【岩井委員】 でも、公開基準ということは結構多く出ますよね。

【日出委員】 そうですね。1万円。

【岩井委員】 1万円なのか、九千幾らになっているのか全然違いますもんね。

【日出委員】 今度、監査人に対する研修でも、このところ。

【岩井委員】 そうですよ。これ。

【日出委員】 大変な量になるんで。

【岩井委員】 そうですよ。

【的井事務局長】 1万円を超える支出は明細を、国会議員関係政治団体は記載するんだということで作られた制度。そこを考えつつ、ということになるかと思えますし、また、繰り返しになりますが、普通の値引きであれば、相対の関係ですけれども、今回、整理をすると、3者の関係になってくるところをどこまで追求するか。

【岩井委員】 ポイント還元って総額で来るんでしたっけ。個別に来るんでしたっけ、あれ、戻ってくるというのは。クレジットカード会社によって違うのかな。

【的井事務局長】 後日まとめてポイントだけということもあろうかと思えますし、即日その場で、クレジットカードであれば、引き落とし額を少なくされているということも。

【大竹委員】 それは個々の商品じゃなくて、その時の支払い相当に対して還元でしょう？

【的井事務局長】 はい。クレジットの引き落とし額がもう。

【大竹委員】 クレジットじゃなくて、あれですね。

【的井事務局長】 電子マネー。

【大竹委員】 前払いカードでやればですね。

【的井事務局長】 そうですね。電子マネーのとき、即時であればもう値引きになったというか。

【大竹委員】 そのときの支払額に対する割引、ポイント還元ですね。個々じゃなくて。

【安藤参事官】　　そうです。支払い総額に対して、いくら還元という形で表記する。

【伊藤委員長】　　これは、監査人もそうですけれども、実際に会計で帳簿をつくる人たちに対する指導というんですか。そういうのは、これと同じ中身の何を何かやられているんですかね。

【笠置政治資金課長】　　問い合わせがあれば、答えます。どの程度、政治団体がキャッシュレス還元を使っているかというのがあります。また、6月までの話でもあり。

【岩井委員】　　全部のお店が還元するわけじゃないでしょう。還元があるのは、還元登録しているお店だけでしょう？

【笠置政治資金課長】　　そのはずです。

【日出委員】　　そうです。それからあとカードなんかも。

【岩井委員】　　そうですよね。だから書かなくてもわからないですよね。チェックのしようがないのか。

【日出委員】　　うん、要するにレシートの見方が今までとまた違って変わってくるということですね。金額が小さいのは全部見ていかなくちゃならないという。当然見るんですけども。書くほうも書くほうだし、監査するほうもそこもやらないといけないですね。

【岩井委員】　　そうですね。だから意図がちゃんと合意されていないと、そうですよね。書く側は、もう面倒くさいからってやつを書いていこうし、突合していくと違っていう話になってくるんだね、この場合には。

【伊藤委員長】　　今言われたのは、もしそういうことを責任者なりが聞いてくれば、今言われた説明と同じことを言うという、それは一応、今の総務省としての統一の見解と、こういうことですね。

【笠置政治資金課長】　　還元前ということですね。

【日出委員】　　即時の分はその時点でもう値引きと判断して考えてもいいのかと思っているんですけども。ここで金額基準を、ポイント相当額を減額する前と言われると、みんなそれで右ならえしてしまいますので。

【伊藤委員長】　　これも今、決めるんじゃないくて、次の委員会で決めるんですか。

【的井事務局長】　　はい。今回は御議論を賜って、ということの回。

【伊藤委員長】　　宿題。

【大竹委員】　　そもそもあれですか。ここで決めちゃっていいんですか。というのは、国会議員関係政治団体はこちらでやっていますけれども、これは、圧倒的に多い、国会議

員関係政治団体以外の政治団体に関係してくる話ですね。5万円と1万円では扱いが違うというとおかしいですからね。そうなるともう政治資金規正法として、政治資金課として、全国の政治団体に対する考え方どうするのかと、その中に国会議員関係政治団体も含まれるというのではないのでしょうか。

【笠置政治資金課長】　そうですね。先ほど申し上げたとおり、還元前で判断ということですよ。

【大竹委員】　矛盾したことを国会議員関係政治団体にするわけにはいかないですからね。

【笠置政治資金課長】　はい。

【岩井委員】　そうすると、税金の払い方のところとも整合性を持たなければおかしいわけでしょう？　だから総務省だけで決められる話でもない。税務署はどう考えるか。

【大竹委員】　政治資金課の解釈じゃないですか。

【笠置政治資金課長】　そうですね。税務署は関係ないと思います。

【岩井委員】　税務の場合、税務の考え方と、政治資金の考え方は別でいいのか。

【日出委員】　いや、なかなか難しいところがあるんですよ。

【岩井委員】　そうですね。

【日出委員】　さっき言っていたとおり、個人の名前のカードを使ったりしますよ。どっちに所属するんだっていう、その。クレジットカードの所属が。いやこれは私個人のものですってやった場合には、それは関係ありませんから、こっちでは、政治団体のほうでは。政治団体の名前で作ればいいんですけど、つくれない。

【笠置政治資金課長】　それは、どれが政治団体分か、個人分かというその話ですよ。今回の話ではないと思いますけれども。

【伊藤委員長】　まあ、次回まで。

【的井事務局長】　お時間をお借りして、整理をさせていただければと。

【伊藤委員長】　次の委員会でもたお諮りするということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議題(5): 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

【伊藤委員長】　次に第5の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 お手元の資料の7を御覧いただければと思います。

毎回、御報告をさせていただいております登録者数及び研修の実施状況でございます。

まず、1ポツといたしまして、登録者数の状況でございますが、1月31日現在で集計をしております。前回、御報告をいたしました12月6日時点からの変動につきましては、新たな登録が7名、抹消は1名で差し引き6名の増加となっております、トータルの登録者数につきましては5,032名となっているところでございます。

また内訳につきましては、弁護士1名の減、公認会計士1名の増、税理士6名の増となっているところでございます。

次に裏面の研修の実施状況でございますけれども、これも1月末現在の数字です。

この後2ポツの登録時研修でございますけれども、今年度合計で99名、総計で5,533名となっているところでございます。

次にフォローアップ研修の実施状況といたしまして、3ポツの再受講研修の受講者数につきましては、今年度合計で105名。また4ポツの実務向上研修の受講者数につきましては、ここでは1月に実施をいたしました追加の研修、68名を含めまして、今年度合計で759名となっているところでございます。説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この議題につきましてはよろしいですか。

これはまだ増えるんですか。3月か。

【安藤参事官】 ええ。東京と大阪で1回ずつ追加の研修を残しておりますので。

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【安藤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましてもその場で配布する予定でございます。

なお本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に2月13日木曜日の夕方までに、確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして事務局に説明をお願いします。

【安藤参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、3月18日水曜日の午前10時半より開催させていただきたいと存じます。詳細は後日文書にて御連絡をさせていただきます。以上です。

【伊藤委員長】 本日は熱心に御審議いただき、ありがとうございました。